

提 供 日 2026/08/06
タイトル 教職員の懲戒処分
担 当 教育委員会 教育総務課 特別支援教育課
連 絡 先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣 旨)

本日、静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概 要)

懲戒処分

- (1) 処分日 令和8年8月6日(木)
- (2) 処分量定 戒告
- (3) 所 属 県立特別支援学校
- (4) 職 名 教諭
- (5) 年 齢 45歳
- (6) 性 別 男性
- (7) 事案概要(交通事犯(人身事故))

当該教諭は、令和7年12月26日(金)午前11時2分頃、私用で普通乗用自動車を運転し、焼津市内の駐車場から車道に出るために後退進行する際に、運転上の注意義務を怠り、路側帯上を自転車を押しながら歩行中の女性の自転車に自車右後部を衝突させ、全治約4週間を要する左大腿骨頸部骨折の傷害を負わせた。

当該教諭は、令和8年4月28日(火)に免許停止30日の行政処分を受け、令和8年6月11日(木)に、島田簡易裁判所から罰金30万円の刑事処分を受けた。

(県教育委員会教育長 前澤 綾子 コメント)

教育委員会が一丸となって交通安全意識の徹底などの不祥事防止対策に取り組む中、教職員にこのような交通事犯があったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を失わせるものであり、社会的責任は大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会としましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、交通規則の遵守徹底を改めて促すとともに、具体的、実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感、倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。

令和 8 年度 静岡県教育委員会 懲戒処分

件 数

令和 8 年 8 月 6 日現在

区分		免職	停職	減給	戒告	合計	内 訳				
							小学校	中学校	高校	特支	事務局
児童生徒等	性暴力等	2				2	1		1		
	体罰										
	不適切な言動				1	1		1			
職員	わいせつ・セクハラ										
	パワハラ等										
わいせつ行為		1				1		1			
服務義務違反											
交通事犯					1	1				1	
その他				1		1			1		
管理監督責任											
合 計		3		1	2	6	1	2	2	1	
内 訳	小学校	1				1	その他：傷害（減給）				
	中学校	1			1	2					
	高 校	1		1		2					
	特 支				1	1					
	事務局										

平成 28 年度～令和 7 年度の懲戒処分件数一覧

区 分		H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
児童生徒等	性暴力等	2	1	6	7	7	2	4	4	2	3
	体罰		1	1	1			1	2		
	不適切な言動				1	1		1	3	3	1
職員	わいせつ・セクハラ	2	1	1	1	1			2	1	
	パワハラ等					1					
わいせつ行為				2		3					2
服務義務違反		4	1	2	1	1	1		3	4	2
交通事犯		8	6	8	10	8	5	5	5	8	4
その他		5	3	1	1	1	2	3	1		3
管理監督責任		3	1	2	1	2	1		1		3
合 計		24	14	23	23	25	11	14	21	18	18
内 訳	小学校	2		2	4	7	2	5	8	3	2
	中学校	11	2	5	8	9	5	3	3	8	3
	高 校	8	10	13	10	7	3	6	8	5	10
	特 支	3	1	3		1	1		1	1	3
	事務局		1		1	1			1	1	